

秦野名水の利活用指針案に対する  
パブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

- (1) 議会 平成25年8月19日(月)～9月17日(火)
- (2) 市民 平成25年8月19日(月)～9月9日(月)

2 意見募集の周知方法

広報はだの8月15日号(パブコメ予告)及び市ホームページ

3 改定案の公表の方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 環境保全課における閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

- (1) 件数等の内訳及び対応状況

内容分類	件数	意見への対応区分(※)			
		A	B	C	D
①第1章に関する事	6		1	2	3
②第2章に関する事	5		2	3	
③第3章に関する事	1			1	
④第4章に関する事	5	1		2	2
⑤第5章に関する事	3			3	
⑥第6章に関する事	1				1
計	21	1	3	11	6

A：意見等の趣旨等を指針に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に指針に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を指針に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D：内容に関する質問・感想等その他のもの

秦野名水の利活用指針案に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方
1	第1章 現状と課題	P7には、水収支と地下水位のグラフがあります。H21年の地下水位は相対的に見てもそれほど減っていないにも関わらず、降水量との関係で赤字になっているように見受けられます。そこで、この年だけが赤字になっている収支メカニズム（地下水位では問題なさそうなのに、なぜ赤字なのか・・・）を知りたいと思います。	D	水収支は、単年度ごとに計算しているため、前年の黒字（貯金）を繰り越せませんので、降水量が少ないと赤字になります。水収支は、かん養量（降水・河川）から揚水・湧出量を引いて出しています。
2	第1章 現状と課題	P8のWebアンケートですが、それぞれのサンプル数を教えてください。	D	ネット調査会社の秦野市域内登録者400人です。
3	第1章 現状と課題	P10には「利活用の現状と課題」がありますが、個人井戸970のうち未届け井戸はどのくらいあるのでしょうか？またその井戸に対しては、どのような指導・施策を考えているのかをお聞きしたいと思います。	D	970の個人井戸は、地下水保全条例に基づき届出をしている本数です。未届の既存井戸については、現地調査等によって、地下水保全条例に基づく指導を行っています。
4	第1章 現状と課題	今回用いられた予測、推計手法に関し、「水利地質関係学会の専門家の方々が、いずれも否定的な意見をもっていることを確認しており、今回の指針づくりを行った行為が、後代の市民などから「いまの関係者への強い批判」に繋がらないよう、特に慎重なご検討を期待いたします。	B	秦野名水の利活用は、指針の目標にもあるとおり、水収支を考慮し、水量・水質の維持に基づいた利活用を前提としています。利活用は、今後策定する井戸設置許可基準による規制と現在作成中の水資源管理システムによる評価検証をすることで、地下水の保全を図りながら慎重に進めていきます。
5	第1章 現状と課題	秦野市内を流れる現在の水無川は、湧水が地上に抽出すると推定されている下流域でも、降雨後すぐに河川放流が枯渇するなどの現象が進んでいる。もちろん、その原因は市内で発生した「生活用水の下水道流入」に主たる原因があると考えられるが、かつての水無川は室町付近での徒渉に「舟便」を利用した資料があり、水無川下流域の水量が豊富であったことが推定されるが、現況の「水無川全域の流水枯渇現象」の事実、秦野盆地の水盆全体の地下水位の低下を推定させるなど、新たな地下水利活用の可能性を支える「地下水に余裕がある」との予測結果は、信頼できない記述である。	C	近年、地下水汚染対策のボーリング調査や建築に伴う地盤調査等により、本市の地質構造や地下水脈の状況等に関する科学的知見が集積してきています。これらに基づき平成24年3月に「秦野市地下水総合保全管理計画」の改訂をしたところです。河川流量及び地下水位に関しては、定期的なモニタリングにより監視を続けます。
6	第1章 現状と課題	現在一般的に販売しているのは500ミリリットルのペットボトルの様であるが災害用の備蓄をも考えるのなら2リットルボトル等も必要ではないか。	C	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。
7	第2章 指針の基本的考え	地下水を役所の下にタンク設置してタンクに貯めて災害や祭りの時に振る舞う。	C	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。

秦野名水の利活用指針案に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方
8	第2章 指針の基本的考え	<p>一時避難所（各自治会館）に於ける「飲料水用防災井戸への利用活用」の件</p> <p>近い将来必ず発生すると言われ、特に我々の在住する秦野市に強い影響を与えると云われる「県西部地震」、「南関東地震」及び「東海沖地震」等の大規模自然災害に対し、安心、安全を確保する為にもライフライン（飲料水等）が破壊される様な大規模災害発生時に飲料水の確保が市民に対し、最重要課題と思われるのですが、現在「環境保全条例」により、一時避難所（各自治会館）に飲料水用防災井戸を設ける事すら出来ない現状です。</p> <p>折角の豊富な名水水源を持つ当市で大規模災害時に於いて、安心な環境が維持できるとは言いがたいと思っておりますが如何でしょうか？</p> <p>是非、「秦野名水の利活用指針案」立案のこの機会に大規模災害時、使用条件付きで構わないと思っておりますので、「飲料水用防災井戸への名水利用活用」を各自治体にて保有活用できる様、環境保全に於ける市条例の特例改定検討を切にお願い申し上げます。</p>	B	災害用井戸については、指針の判断基準で優先度が高くなると考えています。
9	第2章 指針の基本的考え	市は秦野名水特区地区を設け、土地の斡旋、水の使用料他、税制の優遇処置を図る。	C	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。
10	第2章 指針の基本的考え	個人、法人に秦野名水の商標を許し、地域振興に役立てる。	B	名水百選「秦野盆地湧水群」をはじめとする本市の湧水・地下水について、他地域の水との差別化を図り、市民意識の向上と対外的な宣伝効果をあげるために「秦野名水」を定義しましたので、目的と定義に合致するものは積極的に使用していただきたいと考えています。
11	第2章 指針の基本的考え	今回の施策変更の基本的な視点は、「個人井戸を含む井戸の新設による利活用」認めたものであり、限定的な取り扱いを装ってはいるものの、一部の個人による「安い水資源の個人的な獲得」を可能とする方策であり、これまでの多くの市民の献身的な努力により護られ、維持されてきた「公的な資源の個人利用」と指弾でき、これは市民財産の「典型的な不公平配分の施策」であると指摘できる。加えて、個人井戸による揚水量の把握拒否を目的としたブラックボックス化が可能であり、公の監視が非常に難しい地下水採取方法の採用につながることからみて、地下水盆の水位低下をますます助長させるなどの弊害が大きい施策といえる。	C	指針は、市民に広く恩恵があるもの、水収支に影響を与えないもの、汚染のおそれがないもの、名声やイメージを広めるものの利活用を優先することとしており、「指針の目標」に掲げた5項目に合致するような利活用を進めていきます。

秦野名水の利活用指針案に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方
12	第3章 評価軸に基づく分類	指針案で示された限定的利用の仕組みは、一見「定量的な判断基準を装った限定的利用の仕組み」と装っているが、指針案第3章「評価軸による分類」で示された評価に関わる判断基準は、いずれも「きわめて抽象的」であり、かつこれらの判断基準にもとづき設置される新設井戸全体の数量などの歯止めも最初から企画されていないことなどから、これの「限定的利活用と称する基準」はいずれも関係者の恣意的判断や期待を助長させ、結果として水盆内の水量維持には全く機能しない恐れがあり、このまま指針案が施行されれば、秦野名水の完全な枯渇、少なくとも「名水100選の中心部の湧水」の壊滅的枯渇を招来することになると考える。	C	秦野名水の利活用は、指針の目標にもあるとおり、水収支を考慮し、水量・水質の維持に基づいた利活用を前提としています。利活用は、地下水位のモニタリング等を実施しつつ、井戸設置許可基準による規制と水資源管理システムによる評価検証をすることで、地下水の保全を図りながら慎重に進めていきます。
13	第4章 利活用の判断基準	P18～19に「評価点」の記述がありますが、その根拠が示されておられません。具体的に、どのような基準・根拠に基づいて評価点を出したのかを教えてください。	D	3つの評価軸の最高点を各々12点とし、P13～14の図中にあるような評価点を設定しました。利活用の評価軸の分類で、最上位が3つ以上・中位が1つまでのものを「優先度高」とし、全て中位の場合を「優先度中」とし、全て最下位又は優先度中に満たない評価点のものを「優先度低」としました。
14	第4章 利活用の判断基準	P19では、利活用を見送る組み合わせとして、「事業・工業用水系であり、水質汚染リスクが大きく、名水の普及効果が薄い(DⅢ3)」ものをあげていますが、このジャンルは利用者形態として、秦野の水を利用・排出→利用・排出・・・のサイクルを繰り返す性格のものであり、しかも業態的に考えて、他の分類(評価軸A・B I 1/C II 2)と同じ土俵で評価するには無理があると思います。	C	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。
15	第4章 利活用の判断基準	また、この指針案での“利活用”という言葉ですが、使い方が非常に曖昧です。特に事業・工業用水系の方向性として“利活用を見送る”とあっても、実際には水を利活用しているわけで、この指針案を読む側としては“事業・工業用水系の利用を減らしていくのか？止めるのか？”と解釈してしまいます。もし実際に減らしていく方向ならばその代替案を盛り込むべきだし、新規事業や工業に対して水の利用を認めない、新規井戸の掘削を認めないという意味ならば、その記述を加えるべきです。逆に、ここで言っている「利活用」の言葉は、“水の使用を増やしたり減らしたりという意味ではない”ならば、ページによって「公共・PRに寄与する度合いが高い・・・」などの言い方に変えた方が分かりやすいと思います。	A	利活用の定義を指針に明記します。

秦野名水の利活用指針案に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方
16	第4章 利活用の判断基準	さらに分類「DⅢ3」は、“市民共有の財産にふさわしい公共性が希薄な利活用”（P19）となっていますが、そもそも秦野市に企業や工場を誘致するPR材料として、“豊富な地下水があるので事業・工業用水には事欠かない、一定の条件ながらも利用できる”と言ってきているのではないのでしょうか？ その誘致施策とも矛盾するような印象を受けますがどうなのでしょう か？ これは、P8において事業者ニーズがあるという意見とも異なっている見解です。	D	工場等の誘致に当たっては、地下水保全条例で新規井戸の掘削は原則禁止されているため、水道水を使用することを説明しています。
17	第4章 利活用の判断基準	秦野盆地内の湛水層を構成する地層内の地下水のかなりの部分は「被圧水」と考えられることから、新設井戸の構造を上手に設計することにより、揚水用の動力がなくとも、はじめから必要以上の地下水取得の可能性があり、上記の地下水採取のブラックボックス化とあわせ、採取地下水量が所与の利活用目的を超えた場合でも、「市行政が民法207条の規定を認めている」※とおおり、許可後の新設井戸の「既得権のある個人的利益」として目的外利用の主張や要望の実現につながる恐れが強く、この指針案が、地下水盆地内の水位維持に対する回避不能な負荷を与える可能性がきわめて高い。 注) ※これまで秦野市は、民法上で予定した法益を超えて地下水規制をしてきた経過があり、今回はこれまでの強い規制活動の趣旨を無視した新たな姿勢を示したことから、ここでは民法上の法益を優先する考え方の導入可能性など、これまでの秦野市行政が築いてきた施策の方向と全く異なった「地下水規制の取り組み視点」が垣間みえる。	C	新規井戸の掘削は原則禁止という考え方に変わりはなく、本指針は「市長が特に必要と認めるとき」に該当する利用形態の評価に適用するものです。 新規の井戸は、地下水保全条例に規定される井戸設置許可が必要で、許可後においても許可条件が守られない場合は、許可の取消しや井戸撤去の命令がされます。また、利活用は、地下水位のモニタリング等を実施しつつ、井戸設置許可基準による規制と水資源管理システムによる評価検証をすることで、地下水の保全を図りながら慎重に進めていきます。
18	第5章 利活用の指針のまとめ	指針案で示された秦野名水の「利活用項目」（指針案（P23）参照）に掲げられた各項目を満足させることを前提に、下記に記載したとおり、今後の人口減による水道水の供給余力や新たな規制などの施策（この項の下欄参照）の採用により、「今後、新たに生み出された水資源の余裕の範囲」を上限として、これを盆地内の利用可能な新たな地下水量とみなして「利活用量の総量とする規制」を行うことにより、前項で指摘した課題や懸念を回避することができる。と考える。 （総量規制用の水源確保対策への施策項目） ① 保全計画書の「水道の給水への変遷」で示された「今後の水道給水の削減量」（保全計画書P40参照） ② 同計画書で示された多様な「地下水涵養施策の効果による地下水量の増量」 ③ 既存の井戸などからの未利用地下水の把握や、破損井戸の修繕などによる「無駄な揚水の削減量」	C	指針は、秦野名水の利用形態を評価し、水収支を考慮した水量・水質の維持に基づいた利活用を定めているもので、取水量等の規制に関しては、井戸設置許可基準で検討します。

秦野名水の利活用指針案に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方
19	第5章 利活用の指針のまとめ	今回の指針案の内容は、これまでの市民努力の結果として維持されてきた秦野名水を、本来「市民全体の利益」として公平に還元すべき地下資源であるにもかかわらず、この指針案で認める新設井戸によって、これを「個人利益として配分する可能性をもつ手法を用いた理不尽な制度」とであると指摘でき、また、これを「個人的井戸としてブラックボックス化を図り、当初の目的に反した水利用や活用を容易にした」新しい試みと考えられることから、この回避のために、指針案で示された「井戸の新設を前提とした利活用方式」（指針案（P24）参照）を改め、当該水源のすべてを「秦野名水を採用している市営の上水用井戸を水源とした利活用」に限定して、これまでの施策と同じ方向性をもつ手法を採用すると共に、今回の指針案で示された「事業者のもつ経済的な水資源の獲得」（指針案（P8）参照）や要望、行政の公共的な水利用（同P9参照）の期待にも配慮できる「新たな水道の利用体系を整備」して、指針案の目的とし新たな水源管理施策を推進することにより、円滑かつ的確な地下水の利活用と、前頁で指摘した制度上の瑕疵を排除できると考える。	C	新規井戸の掘削は原則禁止という考え方に変わりはなく、本指針は「市長が特に必要と認めるとき」に該当する利用形態の評価に適用するものです。新規の井戸は、地下水保全条例に規定される井戸設置許可が必要で、許可後においても許可条件が守られない場合は、許可の取消しや井戸撤去の命令がされます。また、利活用は、地下水位のモニタリング等を実施しつつ、井戸設置許可基準による規制と水資源管理システムによる評価検証をすることで、地下水の保全を図りながら慎重に進めていきます。
20	第5章 利活用の指針のまとめ	今回の指針案に対する意見提出への時間も充分なく、また秦野名水の水盆管理に関わるこれまでの「先人たちの努力」や、市制50周年の丹沢・名水シンポジウムの集いで示された「市民総意のアピールの趣旨」とは、明らかに施策の方向性の異なった「個人の利益の創設」を含む「新たな井戸設置を可能とした利活用施策」の提案であったが、この市民共有の「地下資源の新たな活用施策の変更」の指針策定にあたって、「十分な市民周知と必要とされる十分な時間をかけた検討手続き」とはなっていないと考えられることから、今後は、さらにデータを集めるなどの資料整備や検討内容などを精緻化させた上で、これに興味のある秦野市民や学生などの勉強会資料としてこれの提供や活用を図るとともに、さらなる秦野名水の保全と同地下水盆の資源を護るための活動を進めることとしたので、この旨申し添えます。	C	ご意見として受け賜わり、参考にさせていただきます。
21	第6章 推進体制	P25の「水資源管理システム・イメージ図」の矢印の関連性ですが、非常に分かりにくく、それぞれの矢印がどのような意味を持つのか理解できません。 例えば、シミュレーションから「影響」への一方通行の矢印となっていますが、双方向性はないのか・・・とか、「負荷」から「影響」への矢印はないのか・・・とか、そもそも、このサイクル通りに行くのかどうか疑問です。 また「要因」「負荷」「状態」「影響」「対策」のそれぞれの説明も、例えば「負荷」は「人によるもの」、「状態」は「自然によるもの」とありますが、これらは全て「要因」に含まれるのでは・・・という感じを受けるなど、全体的にサイクルと説明の関連付けがよく分かりません。	D	水資源管理の枠組みを図式化したもので、地域水循環の各々の要素は複雑な因果関係となっていますが、これを可能な限り簡易な記述によって表し、問題を関係者で共有することを目指したものです。

秦野名水の利活用指針案に寄せられた市民からのご意見等

通番	ご意見等の内容について		改定案への反映状況	
	項目	ご意見等	区分	ご意見・ご提案に対する考え方

- A: 意見等の趣旨等を指針に反映するもの
- B: 意見等の趣旨等は既に指針に反映されていると考えるもの
- C: 意見等の趣旨等を指針に反映することは困難だが、参考とさせていただきますもの
- D: 内容に関する質問・感想等その他のもの